

「建築士法改正」へ向けて 日本建築家協会からの緊急提言

次期国会での士法改正審議を前にして、現行の建築士法等の抱える問題点と、
これらをこのように改正すべきであるとした「緊急提言」とをまとめましたので
ここに提示致します。

2006年6月

社団法人 日本建築家協会

会長 仙田 満

現行建築士法等の問題点

現行の建築士法は制定後すでに半世紀以上を経た法律で、現状の実務では、以下のような数々の問題点を抱えた法律です。

戦災復興のために建築技術者を急ぎ世に送ることを主眼とした法律です。

現在の建築士法は昭和25年(1950年)につくられました。戦災復興的な役割が強く、建築設計者も構造・設備・生産系技術者も一緒に包含した法律となっています。これは、諸外国における建築家(*)と技術者とを別に扱った法律などとは異質の法律です。

* この提言での建築家とは「建築設計全体を統括する建築士」を意味します

建築家、技術者の役割が全く不明確です。

現実に建築家は、建築空間の全体を創造し、その職能責任を発揮して構造・設備他の技術者を統括して建築設計をまとめています。しかし、現行の士法はこうした実態を反映してはいません。それは、構造・設備技術者の設計図書への記名捺印等を義務付けていないことから言えます。つまり、建築士、構造技術者、設備技術者の役割が全く不明確のままなのです。

有資格の建築士の数が多すぎます。

この役割の不明確さは、設計と工事監理に携わる者を対象にしたこの法律の趣旨を超えて構造・設備はとにかく、建築生産系の技術者、申請代理業者までも含んだの混在状態で約30万人の一級建築士を認めてきたために、有資格の建築士の数が、国民人口比にして、また諸外国例に比して多すぎる現実を招いています。

建築士が多すぎることで過当競争を生み、業務環境を悪化させています。

士法施行時の社会状況が激変していながら、当時の位置づけのまま建築士を多くつくり過ぎたために、設計の業務環境を圧迫することとなり多くの社会的な歪が生まれています。例えば、建築士が多すぎることから、あつてはならない名義貸しや姉齒氏のような生活のために罪を犯す人も現れ、生活に困る建築士を下請けに使いながらも元請設計者としての責任を何ら果たそうとしない等々の倫理観の欠如を蔓延させることにもなりました。

建築設計の公益性がおびやかされています。

こうした業務環境の悪化は、建築設計者自身の職能の公益性を自覚する意識、つまり、人間が人間らしく豊かに安全に生活できる環境をつくるプロフェッショナル(職能人)意識を弱体化させても来ました。建築士は人間の最も身近な環境の質を高める、公共の利益を追求する役割を担っています。建築士自らが身を引き締めて、自らの反省も込めてこの本質に帰る意識を取り戻さねばなりません。

設計業務の独立性が侵されています。

国際的な常識から言えば、設計と施工とは業務の性格上は分離されています。しかし、現行の建築士法は設計者と技術者の独立性が曖昧なために、消費者を無視した姉齒事件のような従属的・隷属的關係を慢性化させる病弊をも生んでいます。

日本建築家協会の緊急提言

このような問題点を抱える現行の建築士法等について、以下のように改正すべきであると提言いたします。

構造技術者・設備技術者の専門資格を創設すべきです。

現行の建築士資格は、建築設計のリーダー的役割を担う意匠担当専門家とともに、構造・設備分野の専門家を一つの同類資格として取り扱っています。これに起因する前述した多くの問題点を改善するために、現行の建築士資格の中から、構造と設備分野の専門資格を切り分けて「構造技術者」「設備技術者」としての専門資格を法制化する必要があります。あわせて、これらの専門資格者に対して、各専門技術分野の業務について役割を明示し、一定の業務権限を与え、責任をとれるようにすべきです。

統括する建築士の資格を認定すべきです。

さらに、現行の建築士資格の中から、これら構造・設備分野について一定の設計経験と知見を持ち、各技術者を指導できる能力を備え、設計者としての統括能力と責任遂行能力、倫理規範の遵守等々を発揮できる、統括する建築士の資格を改めて創設する法改正を、この専門別資格の創設と一体的に同時に実施すべきです。これら統括する建築士、構造技術者、設備技術者の資格創設に際しては、現行の一級建築士資格を当面の間、広範な建築技術者の基礎資格として過渡的に残し、専門技術領域の知識や経験を審査した上での専門資格の認定をはじめ、現行一級建築士資格取得後5年で統括する建築士の資格認定可能等の内容に法改正すべきです。

建築士・技術者登録を更新制にすべきです。

建築士及び各技術者の登録は更新制とすべきで、常にCPD(継続的職能研修制度)を通じて専門家としての能力の更新の確認を受ける義務を負う仕組みとすべきです。また、建築士はその技術と能力の確認のためにも、団体加入を義務付け、技術力保持のためのCPD等の受講が図られねばなりません。ただ、その加入団体については、必ずしも特定の一団体への強制加入ではなく、各団体の設立趣旨等に相応しい職能・資格団体に加入すれば良いと考えます。

設計・監理業務と施工業務は独立性を守るべきです。

本来、「設計」と施工業務とは明確に分けられているものです。施工会社では自社で設計したものを自社で施工することが多くあります。つまり施工会社であっても設計契約と工事契約とは独立しているべきです。また、工事監理業務とは本来、施工業務からは独立していなければなりません。

建築設計者の独立性は厳に守られるべきです。

尚、以下の6項目についての提言も、建築関係諸法規の改正へ向けて大変に重要な事項であり、上記4項目の提言とあわせてご検討頂きたく重ねてお願い致します。

発注者責任を明確にすべきです。

発注者責任は重いものです。今回の事件でも発注者の責任が問われました。設計者、施工者の選定の責任はもちろん、建物の基本的な要求を含めて発注者が責任を問われる範囲は小さなものではありません。発注者は基本計画書あるいは設計要求水準書（設計指示書）を設計者に示さねばなりません。そして発注者の責任を明確にする必要があります。

賠償保険制度を整備・充実すべきです。

統括する建築士、各専門資格者等が責任を果たすためには、賠償保険が不可欠です。わが国の建築関係の保険制度はまだまだ不十分です。これを整備し、十分に建築家はその職能責任を果たせるようにしなければなりません。

金融機関を参入させた消費者保護の社会システムの整備を急ぐべきです。

今回の姉齒事件において、金融機関の責任も問われねばならないと考えます。発注者である不動産開発会社や建設会社に融資する場合においても、もっと安全性に対する審査を義務付け、融資に対する責任を金融機関が果たせる社会的システムを早急に整備すべきです。

宅地建物取引業法に設計者の記名を義務付ける事項を入れるべきです。

マンションや建売の戸建住宅に、その設計者が誰であるかは最も重要な表示事項です。現行の宅建法には設計者の記名が義務付けられていません。これを改正し、広告を含めて全ての説明事項欄に、建築士・構造技術者等の記名を義務化し、さらにその設計者が過去においてどのような建築を造って来たかをトレースできるようなシステムを整備すべきです。

確認審査は「単体規定を民間」に、集団規定審査は「自治体」に委ねるべきです。

今回の姉齒事件の教訓から、国交省は確認審査機関の強化を進めています。しかしこの強化は、「審査機関が良いと言ったから」という言い訳を蔓延させ責任をその審査機関が負うことになりかねません。大切なことは、設計責任を果たすことの出来る有能な設計者を適正に選定することです。街づくりという点でいえば、金沢の申請を東京で審査するというのはおかしいことで、集団規定はあくまで自治体が責任を取って対処すべきです。単体規定は民間の責任を求めていくべきです。

設計入札はやめなければなりません

設計者の選定を設計料の多寡で決定するシステムを設計入札と言いますが、日本では公共工事の85%がこのシステムで行われています。お金だけで設計者を決めているのは外国でもほとんどありません。談合という犯罪か、ダンピングという自己否定に陥らせる、日本の創造性を喚起しない社会システムを代表する悪い悪習です。このような前時代的な社会システムを革新し、アイデアやデザインで設計者を合理的に決めるシステムにしていかなければなりません。